

## 制限の緩和措置

第1種高度地区における地上階数2以下、軒の高さ6.5メートル以下、最高の高さ10メートル以下の勾配屋根を有する建築物の北側斜線については、この制限によらないことができる。

2～6寸勾配の範囲限定で

1:0.6が1:1.25に

高度地区一覧表

種別	制度内容	許可による特例 (都市計画審議会の同意が必要)	
		緩和の対象	
		敷地規模	空地率
第1種高度地区		3,000m <sup>2</sup> 以上	(建ぺい率50%の地域) 65%以上 (建ぺい率60%の地域) 60%以上
第3種高度地区		2,000m <sup>2</sup> 以上	60%以上
第4種高度地区		(準工業地域内) 2,000m <sup>2</sup> 以上	60%以上
		(近隣商業地域内) 1,000m <sup>2</sup> 以上	40%以上
第5種高度地区		2,000m <sup>2</sup> 以上	60%以上
第6種高度地区		2,000m <sup>2</sup> 以上	60%以上